

岡山市海外展開支援事業補助金 【募集要項】

【注意】今回の追加募集は越境E C活用支援事業に限ります。

目次

1. 事業の目的	2
2. 補助事業者	2
3. 補助事業	3
4. 事業期間	3
5. 補助対象経費	3
6. 応募方法	6
7. 補助事業の採択（選定）	7
8. 本補助金応募から申請・交付までの流れ	7
9. 補助事業の採択（選定）の手続き	8
10. 補助金交付申請の手続き	8
11. 実施報告に関する留意事項	9
12. その他	9

<申請書提出先>

岡山市産業観光局商工部産業政策課

住所 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL 086-803-1342 FAX 086-803-1738

1. 事業の目的

本事業は、市内事業者の稼ぐ力を強化するために海外展開を支援するもので、海外への販路開拓にかかる経費の一部を補助します。

2. 補助事業者

本補助金の補助事業者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者で、（1）～（6）の要件を全て満たすものとします。

【中小企業者の範囲】

	業種・組織形態	資本金	従業員
		（資本の額又は出資の総額）	常勤
資本金・従業員規模の一方が右記以下の場合 対象（個人事業主含む）	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	サービス業	5,000万円	100人
	小売業	5,000万円	50人
	その他の業種（上記以外）	3億円	300人

（1）市内に本店若しくは主たる事業所を置き、市内で事業を行う事業者であること

※法人の場合は本店登記が市内にある必要があります。

※個人事業主の場合は市内に住民登録をしている必要があります。

（2）販路拡大のため、現に海外展開を具体的に検討していること

（3）許認可が必要な場合は、国内における必要な許認可をすべて取得していること

（4）市税を滞納していないこと

（5）次のいずれにも該当しないこと

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を営む者

イ 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団

ウ 条例第2条第2号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ その他市長が不相当と認める者

（6）次の業種に該当しないこと

ア 農業、林業（大分類Aに含まれるもの）

イ 漁業（大分類Bに含まれるもの）

ウ 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの）

エ 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類83

2)、歯科診療所（小分類833）

オ 次のサービス業等

- ①風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの
- ②競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）
- ③芸ぎ業（細分類8094に含まれるもの）
- ④場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの）
- ⑤興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの）
- ⑥集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く）（細分類9299に含まれるもの）
- ⑦易断所、観相業（細分類7999に含まれるもの）
- ⑧宗教（中分類94に含まれるもの）
- ⑨政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）

※上記の業種は、平成25年10月改訂「日本標準産業分類」によります。

3. 補助事業

(1) 海外見本市等出展事業（追加募集対象外）

海外で実施される見本市等に商品等を出展するための経費の一部を補助します。

(2) 海外調査等事業（追加募集対象外）

商品等の海外への販路開拓のために必要な、調査・コンサルティングにかかる経費の一部を補助します。

(3) 越境EC活用支援事業

（独）日本貿易振興機構（JETRO）が実施する「JAPAN MALL」に登録した中小企業者に対して、越境EC（国際的な電子商取引）を活用して行う海外への販路開拓にかかる経費の一部を補助します。

※今回の申請テーマと同一の補助事業で、国（独立行政法人等を含む）及び他の地方自治体の補助金・助成金制度を活用している、又は活用を予定している場合は対象外とします。

4. 事業期間

交付決定日から「3. 補助事業」（1）から（3）の事業が終了する日、もしくは令和4年2月28日のいずれか早い日までの期間です。

5. 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費のうち、以下の経費が対象となります。詳細は別紙「補助対象経費一覧」を確認してください。

(1) 対象経費

補助事業	補助対象経費	補助率	限度額
海外見本市等出展事業	追加募集対象外		
海外調査等事業			
越境EC活用支援事業	<p>(1)コンテンツ制作費 越境ECサイトで商品等を販売するために使用する写真・動画・パンフレットの制作費及び越境EC取引に供する商品・パッケージ等のデザインリニューアル経費</p> <p>(2)サイト構築費 自社の越境ECサイト構築にかかる制作費</p> <p>(3)通訳翻訳費 自社の越境ECサイト構築・越境ECバイヤーとの商談等にかかる通訳翻訳費</p> <p>(4)商標・認証等の取得手続きにかかる経費 越境EC取引に伴い必要となる国内商標・海外商標・認証等の取得にかかる経費</p> <p>※JANコードの取得にかかる経費は対象外です</p>	1 / 2	15万円

○対象にならない経費

- ・ 交付決定前に支払っているもの。ただし、海外見本市等出展事業の「小間料」及び越境EC活用支援事業の「JAPAN MALL」で使用する写真・動画・パンフレットの制作費を除く

- ・消費税及び地方消費税相当額、振込手数料、収入印紙代
- ・補助事業者の従業員の人件費及び旅費
- ・PC、タブレット、デジタルカメラ等の機材設備取得費用（リース、レンタル含む）
- ・自社内部の取引及び親会社、子会社、グループ企業などの関連法人（資本関係のある法人、役員及び従業員を兼任している法人、代表者の親族（三親等以内）が経営する法人など）、代表者の親族との取引に関する経費
- ・事業者の資産形成に資する経費
- ・その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

（２）現地通貨による支払に関する取扱い

申請時

現地通貨による支払をする場合は、現地通貨による金額と以下により日本円に換算した金額を併記してください。

ア 日本円への換算金額は、事業計画書作成日当日又は直近の日本経済新聞に掲載される「外為 対顧客電信売相場」を基準とします。

イ アにより難しい場合は、換算相場を確認できる資料の添付により、その換算相場を基準とします。

実績報告時

現地通貨による支払をする場合の補助金の額は、為替相場の変動を考慮して、応募時に試算した補助金の額を上限額として、以下のとおり日本円に換算して実際に支払った額以内とします。

ア 銀行等金融機関を利用して送金した場合は電信売相場等による換算額とし、換算額以外に別途金融機関に支払う手数料は含めない。

イ クレジットカードの場合はカード会社の換算相場による金額とする。

ウ ア又はイにより難しい場合は、個別に検討する。

6. 応募方法

(1) 募集期間

令和3年9月17日(金)～令和3年11月30日(火)

一次締切 令和3年9月30日(木)

二次締切 令和3年10月29日(金)

三次締切 令和3年11月30日(火)

※予算の上限に達した場合、募集を締め切る場合があります。

(2) 提出書類

①岡山市海外展開支援事業補助金応募書類の提出について(様式1)

②岡山市海外展開支援事業補助金事業計画書(様式2)

③補助事業にかかる補足書類(岡山市海外展開支援事業補助金事業計画書(様式2)の「6」を参照してください)

(3) 応募書類の提出先及び提出部数

岡山市産業政策課(本庁舎5階)へ原本1部を持参又は郵送により提出してください(応募様式は、市ホームページからダウンロードできます)。なお、提出された書類は返却しません。

※提出書類に不備等があれば、本補助金の応募選考書類受付後にご連絡を差し上げることがありますので、余裕を持って書類を提出してください。

【提出先】

◇〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1-1

岡山市産業観光局商工部

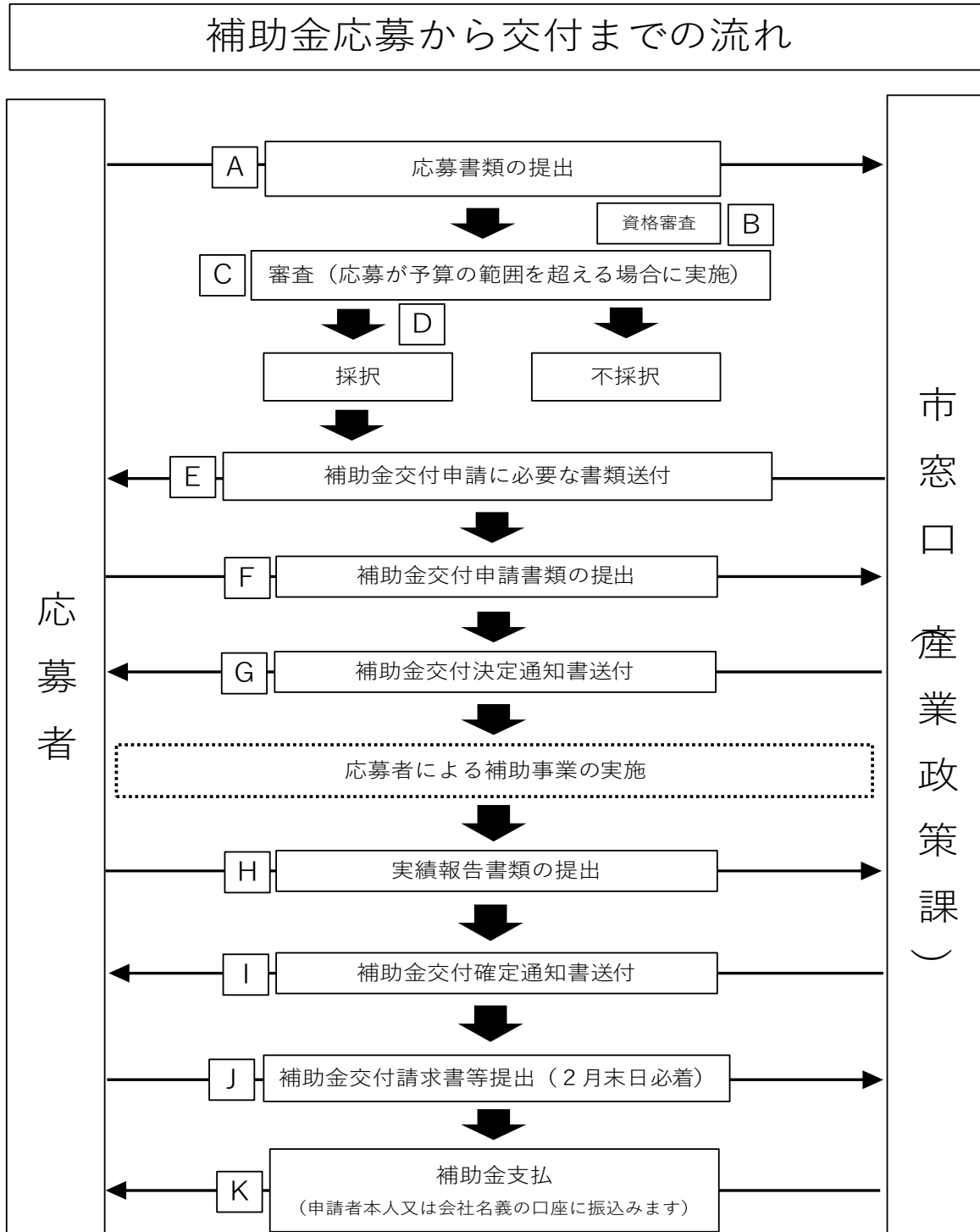
産業政策課

TEL 086-803-1342

7. 補助事業の採択（選定）

予算の範囲を超える応募があった場合、本補助金の過去の補助回数の少ない応募者を優先し、同じ補助回数の応募者は、海外ビジネス経験のない応募者を優先して採択します。

8. 本補助金応募から申請・交付までの流れ



9. 補助事業の採択（選定）の手続き

※**記号**は7ページに記載のフロー図を参照してください。

(1) 応募書類の提出・・・**A**

6ページ「6. 応募方法」に記載されている必要書類を作成し、岡山市産業政策課へ提出してください。

(2) 審査方法

①資格審査・・・**B**

提出書類に基づき、当課で資格審査を行います。資格審査に当たり、事業内容等の詳細を確認し、提出書類に不備がある場合には、補正をお願いすることがあります。

②審査・・・**C**

予算の範囲を超える応募があった場合、過去の補助回数の少ない応募者を優先し、同じ補助回数の応募者は、海外ビジネス経験のない応募者を優先して採択します。

(3) 補助金交付予定者の決定（採択）・・・**D**

予算の範囲内で補助金交付予定者（以下「補助対象者」という。）を決定し、各締切日から1か月以内を目途に採択又は不採択の結果を当課から通知します。（審査経過、採択結果の内容等についての問い合わせには応じられません。）

(4) 補助金交付申請に必要な書類送付・・・**E**

補助事業が採択された補助対象者へ補助金交付に必要な書類を送付します。

10. 補助金交付申請の手続き

(1) 補助金交付申請書の提出・・・**F**

補助事業が採択された補助対象者は、岡山市海外展開支援事業補助金交付要綱に基づき、当課に補助金交付申請書等を提出してください。

【提出書類】

- ①補助金交付申請書
- ②収支予算書
- ③住民票又は履歴事項全部証明書
- ④市税の滞納無証明書

※補助金申請に係る提出書類（上記①、②）については**E**にて送付します。

(2) 補助金交付決定通知書の送付・・・**G**

補助金交付申請書を当課に提出したのち、当課が再度、補助要件に該当していることを確認した後、補助金交付決定通知書を送付します。

(3) 実績報告書類の提出・・・**H**

当課に実績報告書等を提出してください。

【提出書類】

- ①補助事業実績報告書
- ②事業実施報告書
- ③該当する補助事業の事業成果書
- ④収支決算書
- ⑤経費支出の証拠書類（見積書、請求書、領収書）
- ⑥その他添付資料（別紙「補助対象経費一覧」を参照ください）

※①から④の提出書類については、別途様式を配布します。

(4) 補助金交付確定通知の送付・・・**I**

当課は、提出いただいた実績報告書等を受領後、事業内容の確認及び補助金額の精査を行い、補助金交付確定通知書を送付します。

(5) 補助金交付請求書の提出・・・**J**

補助対象者は、補助金交付確定通知書を受領後、当課に補助金交付請求書を提出してください。

(6) 補助金の支払・・・**K**

補助金交付請求書を受領後、補助対象者に対して補助金を支払います（口座振込）。

※補助事業について事業者名、事業名、事業概要、事業者概要等を公表する場合があります。

1 1. 実施報告に関する留意事項

補助事業者は、実績報告書類の他、補助金についての経理を明らかにする書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

また、補助事業完了後も補助対象者に対し必要な指示を行い、又は報告を求める場合があります。

1 2. その他

- (1) 本補助事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象となりません。
- (2) 補助対象者が「岡山市補助金等交付規則」（昭和48年4月1日 規則第16号）等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

補助対象経費一覧

- ・補助対象経費（税抜）の2分の1以内
- ・補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする

No.	補助対象事業	事業概要・条件	限度額	補助対象経費	内容	応募時に必要な資料	実績報告時に必要なその他添付資料 (募集要項10.(3)実績報告書類の提出の⑥の書類)
1	海外見本市等出展事業	市場開拓及び販路の拡張を図るために見本市、展示会等に、自社の商品・サービス等を出品しようとする中小企業者に対して、出品にかかる経費の一部を補助します。					
2	海外調査等事業	自社の従業員が現地に出張し海外展開に必要な各種調査を実施する中小企業者に対して、当該経費の一部を補助します。					
3	越境EC活用支援事業	(独)日本貿易振興機構が実施する「JAPAN MALL」に登録した中小企業者に対して、越境ECを活用して行う海外販路開拓にかかる経費の一部を補助します。	15万円	<p>コンテンツ制作費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越境ECサイトで商品等を販売するために使用する写真・動画・パンフレットの制作費及び越境EC取引に供する商品・パッケージ等のデザインリニューアル経費を対象とします。 ・JAPAN MALLの登録にかかる写真・動画・パンフレットの制作費は補助対象期間前のもも対象とします。 <p>サイト構築費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社の越境ECサイト構築にかかる制作経費（サイト設計・構築、デザイン、Webページ作成等に要する経費等）を対象とします。 <p>通訳翻訳費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社の越境ECサイト構築、越境ECバイヤーとの商談等にかかる通訳翻訳経費（商品説明書の翻訳経費、商談で同席する通訳の経費等）を対象とします。 <p>商標・認証等の取得手続きにかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越境EC取引に伴い必要となる国内商標・海外商標・認証等の取得にかかる経費（弁理士等専門家に支払う報酬、審査にかかる経費、認証機関等に支払う登記料又は登録料に類する経費で初回の経費に限る）を対象とします。 ※JANコードの取得にかかる経費は対象外です。 	<p>【現地通貨による支払いがある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円貨換算に使用した事業計画書作成日の日本経済新聞「外為 対顧客電売相場」の写し 	<p>(コンテンツ制作)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制作物 <p>(サイト構築費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構築した越境ECサイトをプリントアウトしたもの <p>(通訳翻訳費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商談の様子がわかる写真 ・自社Webページをプリントアウトしたもの ・商品説明書の現物 <p>(商標・認証等の取得手続きにかかる経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標・認証等取得申請書、商標・認証等取得の確認資料（取得が完了した場合） 	

追加募集対象外